

## 14 狭山市

建設 工事 事務	監 査 測 量	設計 ・ 管理 調整	土木 ・ 建築 ・ 建設	書類名	摘要
				1 委任状・使用印鑑届(様式C-6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理人を置く事業者が申請する場合はAを選択してください。</li> <li>・代理人を置かない事業者が申請する場合はBを選択してください。</li> </ul>
				2 滞納なし証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狭山市役所1階総合窓口及び各地区センター等で交付する証明書で、未納の徴収金がないことの証明書</li> <li>・申請する事業所の所在地が、狭山市内の場合に提出してください。</li> <li>・申請日前3ヶ月以内のものを提出してください。</li> </ul>
		-	-	3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの(総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。)</li> </ul>
		-	-	4 建設業許可通知書又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書(証明書)を提出してください。</li> <li>3と許可番号・許可区分(般・特)が違う場合は3に該当する許可通知書(証明書)も添付してください。</li> </ul>
		-	-	5 建設業許可申請書(様式第1号)及び営業所一覧表(別紙二)の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請日現在有効な全ての業種・許可区分(般・特)を含む申請書類を提出してください。(新規・更新、業種追加、般・特新規)</li> <li>・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。</li> <li>電子申請により取受印が無い場合には、別冊2(共通書類のページ)の注釈 1をご参照ください。</li> <li>更新中の場合は、更新前の許可通知書(証明書)と更新申請書(行政庁の受理印のある)の写しを提出してください。</li> <li>建設業許可の申請内容(商号・代表者・所在地・業種・使用人等)に変更があった場合は建設業許可の変更届出書(様式第22号の2)・廃業届(様式第22号の4)(行政庁の受理印のある)の写しも提出してください。</li> </ul>
				6 事業所の写真・案内図(様式C-10)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請する事業所の所在地が、狭山市内の場合に提出してください。</li> <li>・写真は、事業所全景写真(看板等、社名が確認できるもの)及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。</li> <li>・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。</li> </ul>
		-		7 業務経歴書(様式C-12)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業務ごとに、過去2年間の実績を記入してください。</li> </ul>

【狭山市提出書類】の問合せ先

総務部 契約検査課 契約担当

TEL:04-2936-9887

FAX:04-2955-0599